資料４

平成 30 年 11 月 15 日
（理事・評議員合同会議決定）

決　　議

全 国 市 長 会

決　議

１．東日本大震災からの復旧・復興及び
福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議 …… 1

２．国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議 …… 5

３．地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議 …… 9

４．都市税財源の充実強化に関する決議 …… 10

５．子ども・子育てに関する決議 …… 12

６．公立小中学校施設等の整備のための予算確保に関する決議 …… 15

７．参議院議員選挙制度改革に関する決議 …… 16

東日本大震災からの復旧・復興及び
福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から７年半余りが経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

国においては、平成28年度からの５年間を「復興・創生期間」と位置づけた復興の基本方針を決定し、ハードだけではなく、ソフト面の対応や自立に向けた取組を進めているところであるが、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組を一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取組が必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組まねばならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

１．復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

（１）震災からの復興を成し遂げるために必要な事業については、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置すること。

また、被災地の自立につながる取組や避難解除等区域等と連携して取り組む事業など、今後必要となってくると考えられる取組に対しても柔軟に対応すること。

（２）震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。

（３）避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が

生じないよう十分な財政措置を講じること。

（４）災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

２．被災者の生活再建支援等について

（１）国民健康保険及び介護保険の一部負担金等免除措置については、震災の影響により保険財政の逼迫を招くことなく制度運営ができるよう全額財政支援措置を講じるとともに、東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。

（２）被災者生活再建支援金については、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

３．地域産業の復興・再生について

（１）津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、申請期間及び事業実施期間を延長するなど柔軟な制度運営を行うこと。

（２）地域で働く意識醸成やＵＩＪターン促進に向けた取組に対する財政措置を講じること。

４．公共施設等の復旧支援について

（１）復興道路や復興支援道路等については、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。

（２）鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。

（３）港湾関係予算を確保し、湾口防波堤の整備促進を図ること。

５．復興庁の後継組織の設置について

復興庁の設置期限は、2020年度末までとされているが、被災者による自発的な協働や新たな地域社会の構築等の状況にかんがみ、2021年度以降も引き続き復興事業への支援、総合調整等を実施する国の機関を残すこと。

６．福島第一原子力発電所事故への対応と福島復興再生について

（１）原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

（２）放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

（３）福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者に任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

（４）原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した費用及び財物賠償については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害賠償については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

（５）原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

（６）避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。

（７）「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

（８）風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、広報・ＰＲに対する支援、教育旅行の再生、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

（９）原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が深刻化していることから、電気柵の設置等の被害防除や緩衝地帯の環境整備など被災地における鳥獣被害防止対策を充実するとともに、広域的な視点から国・県が連携して支援すること。

（10）福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想並びに福島新エネ社会構想の実現に向けて、国及び関係地方自治体等が一体となって具体的な取組を推進し、新産業の集積と雇用創出を強力に支援すること。

（11）国民の間で放射能に関する理解が進んでいないことから、子どもから大人まで誰もが放射能について学び、自ら考え、判断する力を育むことができるよう、放射能教育の充実に向け、例えば高等学校の入学試験に出題するなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

以上決議する。

平成 30 年 11 月 15 日

全　国　市　長　会

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。本年においても、大阪府北部地震、７月豪雨、北海道胆振東部地震、相次ぐ台風の上陸等、様々な災害が頻発しており、住民生活に深刻な影響を及ぼしているほか、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生も懸念されていることから、これらの災害による被害を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっている。

また、東日本大震災では東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故が発生したところであるが、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを踏まえ、国は、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援、並びに原子力安全・防災対策の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

１．国土強靱化に向けた取組の充実強化について

近年頻発する自然災害にかんがみ、防災・減災及び迅速な復旧・復興に資する国土強靱化に集中的に取り組むとともに、更に充実強化すること。

２．地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

（１）国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。

（２）発生が懸念されている地震・津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、都道府県単位での広域防災拠点施設の整備、市町村単位での防災拠点施設の整備及びハザードマップの整備等、

防災対策の推進について十分な支援措置を講じること。

（３）津波対策等として、防潮堤等を早期に整備するとともに、既存の堤防等の耐震化等について財政措置を講じること。また、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和、土地収用等の課税の特例の対象拡大など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

（４）「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の津波避難対策特別強化地域における防災対策推進に係る事業の所要財源を確保すること。

（５）児童・生徒の安全安心な就学環境を整えるため、すべての危険個所の点検・補強補修工事等に必要となる費用について、必要な財政措置を講じること。

また、地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀については、児童・生徒の命を守るため、その撤去や改修を早急に推進する必要がある。このため、新たな補助制度の創設を含め、十分な財政措置を講じること。

（６）火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

３．台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

（１）土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進について十分な支援措置を講じること。

（２）全国の河川関係施設や土砂災害防止施設、ため池などの総点検を早期に実施するとともに、施設の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。また、地方管理河川における維持管理について支援措置を拡充すること。

（３）計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。また、排水機場の増強、排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。

（４）平成30年７月豪雨では、８ダムにおいて異常洪水時防災操作を実施したが、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る豪雨の発生が懸念されることから、効果的なダムの防災操作について十分な検討を行うとともに、そうした事態に備え、流下能力向上やダムの容量拡大などの再度災害防止対策を緊急に実施すること。

また、発災時において、ダムの操作に関わるより有効な情報提供や住民

周知のあり方について、国、都道府県、電力会社等のダム管理者と流域の都市自治体が、平常時から相互理解と連携を深めるネットワークを構築すること。

（５）大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な屋根の雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

４．防災・減災対策の充実強化について

（１）平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。

（２）公共施設や都市基盤施設、民間住宅等の耐震化事業及び民間事業者による避難施設整備等、防災・減災に係る諸事業を推進するために、財政措置を拡充すること。

（３）住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線等の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。

（４）発令される避難情報が、住民にいち早く伝達され、避難行動につながっていくように、提供情報の充実、情報伝達手段の更なる多様化、避難体制の強化等についての支援に力を入れること。

（５）消防団員の安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。

（６）自然災害に伴う大規模停電の再発防止に向け、これまでの一連の事象を徹底検証したうえで、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、早期に電力供給の強靭化を図ること。

５．発災時の支援対策の充実強化について

（１）被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

（２）大規模災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は地方との連携強化に努めること。

（３）災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和すること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。

（４）災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

（５）被災地方公共団体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を重点的かつ継続的に講じることなどにより、被災地の一日も早い復旧・復興のための支援の充実強化を図ること。

６．原子力安全・防災対策の充実強化について

（１）東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

（２）関係地方自治体が策定する地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。また、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

平成 30 年 11 月 15 日

全　国　市　長　会

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少の傾向に大きな変化はなく、人口移動の面でも、東京一極集中の流れは依然として歯止めがかからない状況であり、この流れを変えることが急務となっている。

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

国においては、若者を中心としたＵＩＪターン対策の抜本的強化、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし、地方における外国人材の活用、企業版ふるさと納税の改善、国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信などの取組を推進し、地方創生を大胆に実行すること。

また、自治体が地域の実情に応じて自主的・主体的に、継続して地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、放課後児童クラブをはじめとする福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

さらに、第32次地方制度調査会において、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見据えた圏域における地方公共団体の協力関係などの地方行政体制のあり方について調査審議を進めるに当たっては、住民に最も身近な基礎自治体の意見を十分に踏まえること。

以上決議する。

平成30年11月15日

全　国　市　長　会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て等福祉・医療・教育の充実、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

都市自治体においては、これまでも職員の削減など徹底した行財政改革や投資的経費の抑制により、年々増嵩する社会保障関係費を捻出してきたが、行財政改革による対応も限界まできており、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっている。

その一方で、地方の基金残高の増加等をもって地方財政に余裕があるかのような議論があるが、基金の増加は地方財政健全化法が平成 21 年度に施行されて以降、各自治体が以前にも増して行革努力を行った結果でもある。行革努力に水を差し、財政の健全化を逆行させる恐れさえあるこのような議論は、断じて容認できない。

我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応できるよう、都市税財源の充実強化を図るべきである。

（地方一般財源総額の確保）

都市自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないよう強く求める。

また、行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すべきである。

さらに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うべきである。

（消費税・地方消費税率 10%への確実な引上げ）

「社会保障・税一体改革」の実現に向けた消費税・地方消費税率 10%への引上げについては、2019 年 10 月に確実に実施すること。また、新しい経済政策

パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方の意見を十分踏まえ、適切に対処すべきである。

（車体課税の見直しに当たっての地方財政への配慮）

平成 31 年度税制改正において検討することとされている車体課税については、その税収が、今後増加していく都市自治体の道路・橋梁の老朽化等への対応財源として必要不可欠であることを踏まえ、車体課税に減収を及ぼさず、都市自治体の財政運営に支障が生じる見直しとならないようにすべきである。

（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）

ゴルフ場利用税については、税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すべきである。

（安定的な税財源確保に向けた地方税体系の構築等）

今後、地方の自由度を拡大し、各自治体が自立した行財政運営を行っていくためには、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「５：５」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべきである。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

平成 30 年 11 月 15 日

全　国　市　長　会

子ども・子育てに関する決議

少子長寿化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができる社会を構築しなければならない。

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもたちの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。今後とも、市長の責任において、子どもたちの健やかな成長のための安全の確保を最優先に、子どもたちの主体性を尊重した具体的な方策を講じるとともに、地域の実情に応じて、保護者等との緊密な連携と協働体制の構築を更に推進することで、実施主体としての責務を果たしていく所存である。

国は、子ども・子育て支援施策の充実・強化が都市自治体の喫緊の課題となっていることを踏まえ、根幹となる全国共通の子ども・子育て支援の基盤を整備するとともに、都市自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう、下記事項の実現に向けた適切な措置を講じられたい。

記

１．幼児教育・保育の無償化について

（１）幼児教育・保育の無償化は、昨年秋に国において提唱した施策であること等、これまでの経緯を踏まえ、この新たな施策を行うために必要な財源については、地方消費税の増収分を充てることなく、国の責任において全額を国費で確保すること。事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。

（２）これまでの待機児童解消の取組に加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃または期限の延長など、必要な支援措置を講じること。

また、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等の在宅で育児をする世帯への支援策についても財政措置の充実を図ること。

（3）無償化の実施に当たっては、子どもたちの教育・保育環境の安全確保が不可欠である。

認可外保育施設等の無償化について、本来、対象は「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に限定すべきであり、「５年間の経過措置」については、その期間や対象施設の質の担保手法を再検討すること。

また、認可外保育施設やベビーシッター等に対する指導監督基準を見直すとともに、速やかな基準の順守及び認可保育施設等への移行を支援するために必要となる財政措置を講じる等、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

（4）国は2019年10月から無償化を実施するとしているが、確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための質の担保手法が国から示されない限り、子どもたちの命を預かる都市自治体としては、市民に対する説明責任を果たすことができず、円滑な実施は困難である。

したがって、国は、確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための質の担保に係る具体的な方針を速やかに提示すること。

特に、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、実務上の準備に相当な期間を要することから、新たな認定の仕組みや食材料費の取扱い等を含む制度設計の詳細を早急に明らかにするとともに、周知の徹底を図ること。

２．放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

（1）放課後児童クラブにおける国の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

（2）特に、放課後児童支援員については、地域の実情に応じた資格要件のあり方を検討するとともに、都道府県と市町村が連携し、真に必要な研修を適切に実施できるようにするなど、資質の向上に必要な措置を講じること。

（3）都市自治体が、質の改善や量の拡大に対応できるよう、放課後児童支援員の処遇改善を図るとともに、施設整備・運営に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すこと。

（4）国・都道府県・市町村・当事者が連携した、質を確保するための協議の場を設置すること。

３．児童虐待防止対策及び支援施策を強化するための一層の支援について

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成 30 年７月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を実効あるものとし、児童虐待防止対策及び支援施策の強化を図るため、全国的な研修機会の拡充等による職員の質の向上のための体制整備、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や運営の充実のための支援措置、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所の体制の充実・強化及び設置に当たっての適切な支援措置等、総合的な対策を拡充すること。

４．子どもの医療費に係る全国一律の保障制度の創設及び国保の減額措置の全面廃止について

今回の国による幼児教育・保育の無償化に併せて、我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。また、子どもの医療費助成等に係る国保の減額調整措置については、全面的に廃止すること。

５．子どもの貧困対策の強化について

すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、高等教育の無償化をはじめとする授業料の減免や給付型奨学金の拡充等による教育費の負担軽減、教員定数の加配措置やスクールカウンセラー等による教育相談の充実、放課後子供教室等における学習支援の充実等、教育支援に必要な財政措置を講じること。

また、ひとり親や多子世帯、生活困窮者等に対する生活支援や就労支援、児童扶養手当の充実や養育費の確実な支払いに向けた支援等の経済的支援に係る財政措置など、必要となるあらゆる支援措置を講じること。

以上決議する。

平成 30 年 11 月 15 日

全　国　市　長　会

公立小中学校施設等の整備のための予算確保に関する決議

公立小中学校の施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものである。

今般、国においては、本会が８月の緊急要望において求めた、希望するすべての公立小中学校への空調設備の設置を来夏までに実現するための財政措置と併せ、地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀の撤去・改修を早急に推進するための財政措置について、平成30年度補正予算により措置されたところである。

しかしながら、公立小中学校施設の現状については、築40年以上の施設が約３割存在しており、今後、新増築・老朽化対策等に係る事業費が更に増大していくことが必至である。また、トイレ改修、給食施設整備等について、早急に事業を進める必要がある。

よって、国は、公立小中学校の整備費について、都市自治体が新増築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率及び補助単価の引上げ等の財政措置の拡充を図ること。

特に、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成30年11月15日

全　国　市　長　会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

平成28年の参議院議員選挙において、憲政史上初の合区による選挙が実施され、合区の対象となった４県では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化した。

来年７月に予定されている次期参議院議員選挙の執行を控え、比例代表の一部に拘束名簿式を導入する改正公職選挙法が成立したが、合区の解消には至っておらず、これにより合区が固定化されることはあってはならない。

４年後の参議院議員通常選挙までには、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

平成30年11月15日

全　国　市　長　会